

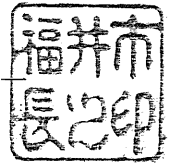
福井市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、次のとおり本市の区域内の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業（岡保東部地区）に係る換地処分  
の公示があった日の翌日から生じるものとする。

平成30年1月31日

福井市長 東 村 新



次の区域を花野谷町22字鏡田に編入する。

町	字	地番
宮地町	32字 尾郷水	16の一部 22の一部
宮地町	35字 樋井田	1の一部 2の1から2の4までの各一部 3の1の一部 3の2の一部 4の1の 一部 4の2の一部 5の一部 6の一部 22の一部 26の一部

次の区域を花野谷町24字小路前に編入する。

町	字	地番
花野谷町	22字 鏡田	1の1の一部 7の一部 9 10の一部 11の一部
宮地町	35字 樋井田	1の一部 12の一部 17の一部 23 24の一部 26から28までの各一部

宮地町	3 6 字 片泓り	1 から 3 までの各一部 4 の 1 から 4 の 3 までの各一部 5 の一部 6 の一部 8
-----	--------------	--

次の区域を花野谷町 2 8 字五反田に編入する。

町	字	地 番
花野谷町	2 4 字 小路前	1 5 の一部 1 8 の 1 の一部
花野谷町	2 9 字 釣辺町	5 の一部 6 の一部 7 の 1 の一部 7 の 2 の一部 8 の一部 9 の一部 1 1 の一 部 1 5 1 6 の一部
宮地町	3 6 字 片泓り	5 の一部 7 の一部

次の区域を花野谷町 2 9 字釣辺町に編入する。

町	字	地 番
花野谷町	2 4 字 小路前	1 8 の 1 の一部

次の区域を花野谷町 3 2 字榎田に編入する。

町	字	地 番
花野谷町	3 8 字 荒木田	1 の 1 の一部 2 から 6 までの各一部 7 の 1 の一部 7 の 2 の一部 8 の 1 から 8 の 3 までの各一部 9 の 1 の一部 9 の 2 の一部 1 0 の一部 1 5 1 6 の一部 1 9 の一部

次の区域を花野谷町 3 7 字森町に編入する。

町	字	地 番

花野谷町	40字 稲葉	1の1 1の2 2の1 2の2 3から 7まで 8の1 8の2 9から12まで 17の1 18の1 18の2 19の 1 19の3 20から28まで
------	-----------	---

次の区域を花野谷町38字荒木田に編入する。

町	字	地番
宮地町	55字 桧木町	1から5まで 6の1 20の一部 29 30

次の区域を宮地町35字樋井田に編入する。

町	字	地番
宮地町	32字 尾郷水	22の一部

次の区域を宮地町56字新道小路に編入する。

町	字	地番
花野谷町	28字 五反田	1から5までの各一部 7の一部 9 1 0の一部
宮地町	36字 片泓り	7の一部
大畑町	57字 細木町	12の一部

次の区域を大畑町57字細木町に編入する。

町	字	地番
宮地町	35字 樋井田	12の一部 24の一部 25 29の一 部

宮地町	36字 片泓リ	1から3までの各一部 4の1から4の3 までの各一部 6の一部 9
-----	------------	--------------------------------------

次の区域を大畑町60字坪清水に編入する。

町	字	地番
大畑町	59字 南相ノ木	19の2 19の3
これらの区域に隣接する道路である市有地の一部		

次の区域を大畑町61字村町に編入する。

町	字	地番
大畑町	60字 坪清水	3の2 5の2 10の一部 17の一部

次の区域を大畑町63字一ノ坪に編入する。

町	字	地番
大畑町	66字 釘岡江町	14の一部

次の区域を大畑町65字白木に編入する。

町	字	地番
大畑町	63字 一ノ坪	6の1の一部 6の2の一部 7の1の一部 7の2の一部 8の1から8の3までの各一部 9の2の一部 10の一部 13 14の一部
大畑町	66字 釘岡江町	14の一部